

○消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則

昭和50年7月1日

組合規則第16号

改正 昭和58年8月4日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(賞じゅつ金の内申)

第2条 市町村長は、消防職員及び消防団員について、条例第2条に定める事由が生じたときは、速やかに次に掲げる書類を添えた内申書（様式第1号）を組合長に提出するものとする。

- (1) 功績調書（様式第2号）
- (2) 履歴書（消防歴を記載）
- (3) 災害発生を確認した者の確認書又は事実調査書
- (4) 戸籍謄本（障害者の場合は住民票謄本）
- (5) 殉職者の場合は、死亡診断書
- (6) 障害者の場合は、条例第3条第2号別表第2に定めるに該当する事実を記載した医師の診断書
- (7) その他参考となる書類

(通知)

第3条 組合長は、前条の内申を受けたときは、審査会の意見を聴いて賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の額を決定し市町村長に通知しなければならない。

(審査会)

第4条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有する。
- 4 前項の場合において、可否同数のときは、会長が決する。
- 5 会長は、会議録を調製し、開会の日時及び場所、出席委員の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要を認める事項を記載しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年規則第4号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。  
(事務局組織規則の一部改正)
- 2 事務局組織規則（昭和50年茨城県市町村総合事務組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

様式第1号(第2条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

茨城県市町村総合事務組合長 様

市町村長 氏 名 印

賞じゅつ金の支給について(内申)

下記の者に対し消防賞じゅつ金を支給されたく別紙関係書類を添えて内申します。

記

|            |  |
|------------|--|
| 本 籍        |  |
| 現 住 所      |  |
| 所属団名及び階級   |  |
| 氏名及び生年月日   |  |
| 事故発生 の 場 所 |  |
| 事故が発生した日時  |  |
| 賞じゅつ金の種類   |  |
| そ の 他      |  |

様式第2号(第2条関係)

功 績 調 書

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 本 籍                          |  |
| 現 住 所                        |  |
| 所属団名及び階級                     |  |
| 氏名及び生年月日                     |  |
| 功 績 事 項<br>( 詳細に記載する )<br>こと |  |
| 性 行                          |  |

上記のとおり相違ありません

年 月 日

市町村長 氏 名

